

第 7 回

さいたま市・岩槻市任意合併協議会

協議事項

議案第5号

平成16年度さいたま市・岩槻市任意合併協議会事業計画について

平成16年度さいたま市・岩槻市任意合併協議会事業計画を別紙のとおり定める。

平成16年3月29日提出

さいたま市・岩槻市任意合併協議会

会長 兵 藤 釗

別 紙

平成 1 6 年度さいたま市・岩槻市任意合併協議会事業計画（案）

- 1 協議会、幹事会及び専門部会の開催
- 2 協議会だよりの発行
- 3 協議会ホームページの維持管理
- 4 新市建設計画の策定
- 5 その他両市の合併についての調査研究

議案第6号

平成16年度さいたま市・岩槻市任意合併協議会予算について
平成16年度さいたま市・岩槻市任意合併協議会予算を別紙のとおり定める。

平成16年3月29日提出

さいたま市・岩槻市任意合併協議会
会長 兵 藤 釗

別 紙

平成16年度さいたま市・岩槻市任意合併協議会予算(案)

歳 入

(単位:千円)

款	項	金 額	説 明
1 負担金		53,400	
	1 負担金	53,400	・協議会負担金 26,700×2市
2 繰越金		1	
	1 繰越金	1	・前年度繰越金
3 諸収入		1	
	1 諸収入	1	・預金利子
歳 入	合 計	53,402	

歳 出

(単位:千円)

款	項	金 額	説 明
1 運営費		53,401	
	1 運営費	31,067	・会議室使用料、事務所賃借料等
	2 事業費	22,334	・協議会だより作成、配布委託料等
2 予備費		1	
	1 予備費	1	
歳 出	合 計	53,402	

資料

平成16年度さいたま市・岩槻市任意合併協議会歳入歳出予算事項別明細書

歳入予算

(単位：千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1 負担金	53,400	48,140	5,260			
1 負担金	53,400	48,140	5,260			
1 負担金	53,400	48,140	5,260	1 負担金	53,400	・協議会負担金 26,700×2市
2 繰越金	1	0	1			
1 繰越金	1	0	1			
1 繰越金	1	0	1	1 繰越金	1	・前年度繰越金
3 諸収入	1	1	0			
1 諸収入	1	1	0			
1 諸収入	1	1	0	1 預金利子	1	・預金利子
歳入合計	53,402	48,141	5,261			

歳出予算

(単位：千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1 運営費	53,401	48,002	5,399			
1 運営費	31,067	24,602	6,465			
1 会議費	3,475	1,588	1,887			
8 報償費					853	・委員謝礼金
11 需用費					1,621	・協議会等賄い ・印刷製本費
12 役務費					236	・筆耕翻訳料
14 使用料及び賃借料					765	・協議会等会議室使用料
2 事務費	27,592	23,014	4,578			
9 旅費					240	・普通旅費
11 需用費					1,286	・消耗品費 ・印刷製本費 ・光熱水費
12 役務費					577	・電話料 ・郵便料等
13 委託料					465	・事務局清掃業務委託料
14 使用料及び賃借料					25,024	・事務所賃借料 ・事務機器借上料一式等
2 事業費	22,334	23,400	1,066			
1 事業費	22,334	23,400	1,066			
13 委託料					22,334	・協議会だより作成委託料 ・協議会だより配布委託料 ・ホームページ維持管理委託料
2 予備費	1	139	138			
1 予備費	1	139	138			
1 予備費	1	139	138			
1 予備費					1	・予備費
歳出合計	53,402	48,141	5,261			

議案第 7 号

岩槻市域の行政区の範囲、名称及び事務所の位置について
岩槻市域の行政区の範囲、名称及び事務所の位置の取扱いについて、
別紙のとおり提出する。

平成 1 6 年 3 月 2 9 日 提出

さいたま市・岩槻市任意合併協議会
会長 兵 藤 釗

別紙

岩槻市域の行政区の範囲、名称及び事務所の位置については、次のとおりとする。

- 1 行政区の範囲 現在の岩槻市の区域をもって、一つの行政区とする。
- 2 行政区の名称 いわつきく 岩槻区 とする。
- 3 行政区の事務所の位置 岩槻市本町六丁目1番1号（現在の岩槻市役所）をもって、行政区の事務所の位置とする。

議案第8号

財産の取扱いについて

財産の取扱いについて、別紙のとおり提出する。

平成16年3月29日提出

さいたま市・岩槻市任意合併協議会

会長 兵藤 釗

別 紙

財産の取扱い	
総括調整方針	岩槻市の財産は、すべてさいたま市に引き継ぐものとする。

議案第 9 号

地方税の取扱いについて

地方税の取扱いについて、別紙のとおり提出する。

平成 1 6 年 3 月 2 9 日提出

さいたま市・岩槻市任意合併協議会

会長 兵 藤 釗

別 紙

地方税の取扱い	
総括調整方針	地方税は、さいたま市の制度に統一するものとする。

主な項目と調整方針

項 目	調 整 方 針
個人市民税	現行のとおりとする。
法人市民税	均等割及び法人税割の税率は、現行のとおりとする。 法人税割の課税の特例に係る税率は、さいたま市に統一する。
固定資産税	税率は、現行のとおりとする。 納期は、さいたま市に統一する。
軽自動車税	現行のとおりとする。
都市計画税	さいたま市の制度に統一する。
事業所税	さいたま市の制度を適用する。

議案第10号

一般職の職員の身分の取扱いについて

一般職の職員の身分の取扱いについて、別紙のとおり提出する。

平成16年3月29日提出

さいたま市・岩槻市任意合併協議会

会長 兵藤 釗

別 紙

一般職の職員の身分の取扱い	
総括調整方針	岩槻市の職員は、すべてさいたま市の職員として引き継ぐものとする。

議案第 1 1 号

条例、規則等の取扱いについて

条例、規則等の取扱いについて、別紙のとおり提出する。

平成 1 6 年 3 月 2 9 日提出

さいたま市・岩槻市任意合併協議会

会長 兵 藤 釗

別 紙

条例、規則等の取扱い	
総括調整方針	条例、規則等は、さいたま市に統一するものとする。

現 況			
条例及び規則の件数			
区分	両市に共通するもの	さいたま市にあるもの	岩槻市にあるもの
条例	116件	207件	68件
規則	137件	253件	114件
計	253件	460件	182件
条例及び規則の件数は、平成15年10月1日現在のもの			

備 考	<p>(1) 条例、規則等において、両市に共通するもの及びさいたま市にあるものについては、今後の事務調整結果により、所要の改正等が必要となる。</p> <p>(2) 岩槻市にある条例、規則等において、さいたま市として存続させる必要のあるものについては、新たに制定等の手続が必要となる。</p>
-----	--

議案第 1 2 号

一部事務組合等の取扱いについて

一部事務組合等の取扱いについて、別紙のとおり提出する。

平成 1 6 年 3 月 2 9 日提出

さいたま市・岩槻市任意合併協議会

会長 兵 藤 釗

一部事務組合等の取扱い	
調整方針	<p>(1) 岩槻市が加入している埼玉県市町村消防災害補償組合及び埼玉県市町村職員退職手当組合は、合併の日の前日をもって脱退するものとする。</p> <p>(2) 両市が加入している埼玉県都市競艇組合及び彩の国さいたま人づくり広域連合は、さいたま市として引き続き加入するものとする。</p> <p>(3) 岩槻市が加入している埼玉県東部広域行政推進協議会は、合併の日の前日をもって脱退するものとする。</p> <p>(4) 岩槻市土地開発公社及び財団法人岩槻市施設管理公社は、それぞれさいたま市土地開発公社及び財団法人さいたま市公立施設管理公社に統合するものとする。</p> <p>(5) 社会福祉法人岩槻市社会福祉協議会及び社団法人岩槻市シルバー人材センターは、それぞれの団体の実情等を考慮しながら、社会福祉法人さいたま市社会福祉協議会及び社団法人さいたま市シルバー人材センターに統合するものとする。</p> <p>(6) 岩槻市が加入している財団法人埼玉伝統工芸協会などの団体は、さいたま市として加入するものとする。</p>

備 考	<p>埼葛清掃組合及び埼葛斎場組合については、別途に取り扱うものとする。</p>
-----	--

議案第 13 号

使用料、手数料等の取扱いについて

使用料、手数料等の取扱いについて、別紙のとおり提出する。

平成 16 年 3 月 29 日提出

さいたま市・岩槻市任意合併協議会

会長 兵 藤 釗

別 紙

使用料、手数料等の取扱い	
総括調整方針	使用料、手数料等は、原則としてさいたま市に統一するものとする。

現 況		
使用料及び手数料の件数		
	さいたま市	岩槻市
使用料	78件	18件
手数料	210件	116件
計	288件	134件
使用料及び手数料の件数は、平成15年4月1日現在のもの		

議案第 1 4 号

公共的団体等の取扱いについて

公共的団体等の取扱いについて、別紙のとおり提出する。

平成 1 6 年 3 月 2 9 日提出

さいたま市・岩槻市任意合併協議会

会長 兵 藤 釗

別 紙

公共的団体等の取扱い	
総括調整方針	公共的団体等は、特別の事情がある場合を除き、各団体の実情を尊重しながらさいたま市に統合するよう調整に努めるものとする。

現 況	
公共的団体等の団体数	
区 分	件 数
さいたま市にあるもの	172件
岩槻市にあるもの	90件

備 考	<p>公共的団体等について</p> <p>商工会議所、農業協同組合等の産業経済団体、社会福祉団体、医師会、自治会等の厚生社会事業団体、婦人会、文化団体、スポーツ団体等の教育文化事業団体など公共的な活動を目的とする団体で、公法人でも私法人でもよく、また法人でないものも含む。</p> <p>社会福祉事業団、シルバー人材センターなど市が出資（出捐）している団体は「公社・事業団等」に区分</p>
-----	---

議案第 15 号

補助金、交付金等の取扱いについて

補助金、交付金等の取扱いについて、別紙のとおり提出する。

平成 16 年 3 月 29 日提出

さいたま市・岩槻市任意合併協議会

会長 兵 藤 釗

別 紙

補助金、交付金等の取扱い	
総括調整方針	補助金、交付金等は、原則としてさいたま市に統一するものとする。 なお、岩槻市だけの補助金、交付金等は、実情を考慮し調整するものとする。

現 況		
(1) 補助金、交付金等の件数		
区 分	さいたま市	岩槻市
両市に共通するもの	1 6 1 件	
それぞれの市にあるもの	4 3 5 件	1 8 8 件
計	5 9 6 件	3 4 9 件
補助金、交付金等の件数は、平成 15 年 4 月 1 日現在のもの		

議案第 16 号

慣行等の取扱いについて

慣行等の取扱いについて、別紙のとおり提出する。

平成 16 年 3 月 29 日提出

さいたま市・岩槻市任意合併協議会

会長 兵藤 釗

別 紙

慣行等の取扱い	
総括調整方針	慣行等は、さいたま市の制度に統一するものとする。

主な項目と調整方針

項 目	調 整 方 針
市の紋章	さいたま市の制度に統一する。
市の花、市の木、市の花木	さいたま市の制度に統一する。
岩槻市民憲章	廃止する。
岩槻市の都市宣言	廃止する。
国内都市間交流	現行のとおりとする。
国外都市間交流	現行のとおりとする。
表彰制度	さいたま市の制度に統一する。 なお、岩槻市の名誉市民は、さいたま市において継承する。

議案第 17 号

国民健康保険事業の取扱いについて

国民健康保険事業の取扱いについて、別紙のとおり提出する。

平成 16 年 3 月 29 日提出

さいたま市・岩槻市任意合併協議会

会長 兵藤 釗

別 紙

国民健康保険事業の取扱い	
総括調整方針	国民健康保険事業は、さいたま市の制度に統一するものとする。

主な項目と調整方針

項 目	調 整 方 針
保険税	さいたま市の制度に統一する。
出産育児一時金給付	現行のとおりとする。
葬祭費給付	現行のとおりとする。
国保人間ドック補助	さいたま市の制度に統一する。
国保健康診査	さいたま市の制度を適用する。
保養施設利用補助	さいたま市の制度に統一する。

議案第 18 号

消防団の取扱いについて

消防団の取扱いについて、別紙のとおり提出する。

平成 16 年 3 月 29 日提出

さいたま市・岩槻市任意合併協議会

会長 兵 藤 釗

別 紙

消防団の取扱い	
総括調整方針	消防団は、さいたま市の制度に統一するものとする。

主な項目と調整方針

項 目	調 整 方 針
消防団員	岩槻市の消防団員は、さいたま市の消防団員として引き継ぐ。
報酬	さいたま市の制度に統一する。
費用弁償	さいたま市の制度に統一する。

議案第 19 号

ごみ・し尿処理事業の取扱いについて

ごみ・し尿処理事業の取扱いについて、別紙のとおり提出する。

平成 16 年 3 月 29 日提出

さいたま市・岩槻市任意合併協議会

会長 兵 藤 釗

別 紙

ごみ・し尿処理事業の取扱い	
総括調整方針	ごみ・し尿処理事業は、さいたま市の制度に統一するものとする。

主な項目と調整方針

項 目	調 整 方 針
ごみの分別及び収集	さいたま市の制度に統一する。
ごみの処理手数料	さいたま市の制度に統一する。
ごみの処理業申請手数料	さいたま市の制度に統一する。
資源物回収奨励金	さいたま市の制度に統一する。
し尿処理の手数料	さいたま市の制度に統一する。

議案第 20 号

社会福祉事業の取扱いについて

社会福祉事業の取扱いについて、別紙のとおり提出する。

平成 16 年 3 月 29 日提出

さいたま市・岩槻市任意合併協議会

会長 兵 藤 釗

別 紙

社会福祉事業の取扱い	
総括調整方針	社会福祉事業は、さいたま市の制度に統一するものとする。

主な項目と調整方針

項 目	調 整 方 針
社会福祉大会	さいたま市の制度に統一する。
災害見舞金支給事業	さいたま市の制度に統一する。
苦情処理窓口及び福祉オンブズパーソン	さいたま市の制度を適用する。
高等学校入学支度金支給事業	さいたま市の制度を適用する。
住宅費（契約更新料）差額金助成事業	さいたま市の制度を適用する。
民生委員児童委員	さいたま市の制度に統一する。
低所得世帯入院料（室料）差額補助事業	廃止する。
出産費差額助成事業	さいたま市の制度を適用する。

議案第 2 1 号

障害者福祉事業の取扱いについて

障害者福祉事業の取扱いについて、別紙のとおり提出する。

平成 1 6 年 3 月 2 9 日提出

さいたま市・岩槻市任意合併協議会

会長 兵 藤 釗

別 紙

障害者福祉事業の取扱い	
総括調整方針	障害者福祉事業は、さいたま市の制度に統一するものとする。

主な項目と調整方針

項 目	調 整 方 針
ホームヘルパー派遣事業 (支援費制度)	現行のとおりとする。
身体障害者手帳等申請用診断料 給付事業	さいたま市の制度に統一する。
レスパイトサービス事業	さいたま市の制度を適用する。
障害児(者)生活サポート制度	さいたま市の制度に統一する。
心身障害者福祉手当	さいたま市の制度に統一する。
特別障害者手当	現行のとおりとする。
心身障害者相談員制度	さいたま市の制度を適用する。
紙おむつ給付事業	廃止する。
重度身体障害者社会生活訓練事業	さいたま市の制度を適用する。

議案第 2 2 号

高齢者福祉事業の取扱いについて

高齢者福祉事業の取扱いについて、別紙のとおり提出する。

平成 1 6 年 3 月 2 9 日提出

さいたま市・岩槻市任意合併協議会

会長 兵 藤 釗

別 紙

高齢者福祉事業の取扱い	
総括調整方針	高齢者福祉事業は、さいたま市の制度に統一するものとする。

主な項目と調整方針

項 目	調 整 方 針
敬老祝金支給	さいたま市の制度に統一する。
敬老会	さいたま市の制度に統一する。
宅配食事サービス	さいたま市の制度に統一する。
重度要介護高齢者手当	さいたま市の制度に統一する。
敬老マッサージ施術料補助	さいたま市の制度を適用する。
重度要介護高齢者訪問理容サービス	さいたま市の制度を適用する。
高齢者相談員設置事業	さいたま市の制度を適用する。
老人スポーツ大会	廃止する。

議案第 2 3 号

児童福祉事業の取扱いについて

児童福祉事業の取扱いについて、別紙のとおり提出する。

平成 1 6 年 3 月 2 9 日提出

さいたま市・岩槻市任意合併協議会

会長 兵 藤 釗

別 紙

児童福祉事業の取扱い	
総括調整方針	児童福祉事業は、さいたま市の制度に統一するものとする。

主な項目と調整方針

項 目	調 整 方 針
保育時間	さいたま市の制度に統一する。
保育料	さいたま市の制度に統一する。
児童手当	現行のとおりとする。
児童扶養手当	現行のとおりとする。
放課後児童健全育成事業	さいたま市の制度に統一する。
家庭児童相談	さいたま市の制度に統一する。
ひとり親家庭児童就学支度金	さいたま市の制度を適用する。
ブックスタート事業	さいたま市の制度を適用する。
病児保育事業	さいたま市の制度を適用する。

議案第 2 4 号

保健・医療事業の取扱いについて

保健・医療事業の取扱いについて、別紙のとおり提出する。

平成 1 6 年 3 月 2 9 日提出

さいたま市・岩槻市任意合併協議会

会長 兵 藤 釗

別 紙

保健・医療事業の取扱い	
総括調整方針	保健・医療事業は、さいたま市の制度に統一するものとする。

主な項目と調整方針

項 目	調 整 方 針
休日急患診療所	合併時まで調整する。
在宅当番医制	合併時まで調整する。
2次救急医療	合併時まで調整する。
スズメバチ等駆除事業	さいたま市の制度を適用する。
犬及び猫の去勢・不妊手術費助成事業	さいたま市の制度を適用する。
乳幼児医療費助成制度	さいたま市の制度に統一する。
乳幼児健康診査	さいたま市の制度に統一する。
健康診査・検診	さいたま市の制度に統一する。

議案第 25 号

介護保険事業の取扱いについて

介護保険事業の取扱いについて、別紙のとおり提出する。

平成 16 年 3 月 29 日提出

さいたま市・岩槻市任意合併協議会

会長 兵 藤 釗

別 紙

介護保険事業の取扱い	
総括調整方針	介護保険事業は、さいたま市の制度に統一するものとする。

主な項目と調整方針

項 目	調 整 方 針
第1号被保険者保険料	さいたま市の制度に統一する。
介護保険高額介護サービス費用貸付事業	さいたま市の制度に統一する。
介護保険低所得者利用料軽減事業	さいたま市の制度に統一する。
居宅サービス利用料負担額助成事業	さいたま市の制度に統一する。
住宅改修支援事業	さいたま市の制度に統一する。
介護相談員派遣事業	廃止する。

議案第 26 号

水道事業の取扱いについて

水道事業の取扱いについて、別紙のとおり提出する。

平成 16 年 3 月 29 日提出

さいたま市・岩槻市任意合併協議会

会長 兵藤 釗

別 紙

水道事業の取扱い	
総括調整方針	岩槻市が経営する水道事業は、さいたま市が引き継ぎ、さいたま市の制度に統一するものとする。

主な項目と調整方針

項 目	調 整 方 針
水道料金	さいたま市の制度に統一する。
水道分担金	さいたま市の制度に統一する。

議案第 27 号

下水道事業の取扱いについて

下水道事業の取扱いについて、別紙のとおり提出する。

平成 16 年 3 月 29 日提出

さいたま市・岩槻市任意合併協議会

会長 兵 藤 釗

別 紙

下水道事業の取扱い	
総括調整方針	下水道事業は、さいたま市の制度に統一するものとする。

主な項目と調整方針

項 目	調 整 方 針
下水道使用料	さいたま市の制度に統一する。
下水道受益者負担金	さいたま市の制度に統一する。
私道内排水設備布設工事費補助金	さいたま市の制度に統一する。
水洗便所設備資金	さいたま市の制度に統一する。

議案第 28 号

各種事務事業の取扱いについて

次の各種事務事業の取扱いについて、別紙のとおり提出する。

- 1 広報広聴事業
- 2 コミュニティ施策
- 3 情報公開事業
- 4 防災事業
- 5 男女共同参画事業
- 6 市民窓口業務
- 7 文化振興事業
- 8 環境対策事業
- 9 交通対策事業
- 10 農業振興事業
- 11 商工・観光事業
- 12 勤労者・消費者関連事業
- 13 都市計画事業
- 14 道路事業
- 15 河川事業
- 16 住宅事業
- 17 学校教育事業
- 18 社会教育事業
- 19 議会
- 20 選挙

平成 16 年 3 月 29 日提出

さいたま市・岩槻市任意合併協議会

会長 兵 藤 釗

別 紙

各種事務事業の取扱い - 広報広聴事業	
総括調整方針	広報広聴事業は、さいたま市の制度に統一するものとする。

主な項目と調整方針

項 目	調 整 方 針
テレビ広報	さいたま市の制度を適用する。
ラジオ広報	さいたま市の制度を適用する。
広報紙の発行	さいたま市の制度に統一する。
広報刊行物	さいたま市の制度に統一する。
テレホンガイド	さいたま市の制度に統一する。
市民提案制度	さいたま市の制度に統一する。

別 紙

各種事務事業の取扱い - コミュニティ施策	
総括調整方針	コミュニティ施策は、さいたま市の制度に統一するものとする。

主な項目と調整方針

項 目	調 整 方 針
自治会の運営に対する支援	さいたま市の制度に統一する。
自治会連合会の運営に対する支援	さいたま市の制度に統一する。
区民会議	さいたま市の制度を適用する。
コミュニティ施設の提供	さいたま市の制度に統一する。

別 紙

各種事務事業の取扱い - 情報公開事業	
総括調整方針	情報公開事業は、さいたま市の制度に統一するものとする。

主な項目と調整方針

項 目	調 整 方 針
情報公開制度	さいたま市の制度に統一する。
個人情報保護制度	さいたま市の制度に統一する。

別 紙

各種事務事業の取扱い - 防災事業	
総括調整方針	防災事業は、さいたま市の制度に統一するものとする。

主な項目と調整方針

項 目	調 整 方 針
地域防災計画	合併後、さいたま市の計画に統一する。
総合防災訓練	さいたま市の制度に統一する。
自主防災組織	さいたま市の制度に統一する。

別 紙

各種事務事業の取扱い - 男女共同参画事業	
総括調整方針	男女共同参画事業は、さいたま市の制度に統一するものとする。

主な項目と調整方針

項 目	調 整 方 針
男女共同参画基本計画	合併後、さいたま市の計画に統一する。
男女共同参画社会情報誌の発行	さいたま市の制度に統一する。
女性登用の推進	さいたま市の制度に統一する。
男女共同参画啓発イベント	さいたま市の制度に統一する。

別 紙

各種事務事業の取扱い - 市民窓口業務	
総括調整方針	市民窓口業務は、さいたま市の制度に統一するものとする。

主な項目と調整方針

項 目	調 整 方 針
戸籍受付事務	さいたま市の制度に統一する。
郵便局証明発行事務	さいたま市の制度を適用する方向で関係機関と調整することとする。
戸籍（除籍）謄抄本・証明書交付事務	さいたま市の制度に統一する。
窓口の開設時間	さいたま市の制度に統一する。
自動交付機による証明書交付事務	さいたま市の制度を適用する。

別 紙

各種事務事業の取扱い - 文化振興事業	
総括調整方針	文化振興事業は、さいたま市の制度に統一するものとする。

主な項目と調整方針

項 目	調 整 方 針
美術展覧会	さいたま市の制度に統一する。
こども文化祭	さいたま市の制度を適用する。
文芸誌の発行	さいたま市の制度を適用する。
公民館絵画グループ展	さいたま市の制度を適用する。
自主文化事業	さいたま市の制度を適用する。
公共施設予約システムによる文化関係施設の提供	さいたま市の制度を適用する。

別 紙

各種事務事業の取扱い - 環境対策事業	
総括調整方針	環境対策事業は、さいたま市の制度に統一するものとする。

主な項目と調整方針

項 目	調 整 方 針
合併処理浄化槽設置整備 事業補助	さいたま市の制度に統一する。
大気監視	さいたま市の制度に統一する。
騒音・振動監視	さいたま市の制度に統一する。
河川調査	さいたま市の制度に統一する。
生活排水調査	さいたま市の制度を適用する。

別 紙

各種事務事業の取扱い - 交通対策事業	
総括調整方針	交通対策事業は、さいたま市の制度に統一するものとする。

主な項目と調整方針

項 目	調 整 方 針
交通安全教室	さいたま市の制度に統一する。
交通指導員制度	さいたま市の制度に統一する。
放置自転車対策	さいたま市の制度に統一する。
自転車駐車場管理業務	現行のとおりとする。

別 紙

各種事務事業の取扱い - 農業振興事業	
総括調整方針	農業振興事業は、さいたま市の制度に統一するものとする。

主な項目と調整方針

項 目	調 整 方 針
生産指導事業	さいたま市の制度に統一する。
農業祭	さいたま市の制度を適用する。
農業団体育成事業	さいたま市の制度に統一する。
農業後継者対策	さいたま市の制度に統一する。
市民農園運営事業	さいたま市の制度を適用する。

別 紙

各種事務事業の取扱い - 商工・観光事業	
総括調整方針	<p>(1) 商工業振興事業は、さいたま市の制度に統一するものとする。</p> <p>(2) 観光事業は、原則としてさいたま市の制度に統一するものとする。 なお、岩槻市のみにある観光事業は、実情を考慮し存続するものとする。</p>

主な項目と調整方針

項 目	調 整 方 針
商店街環境整備事業	さいたま市の制度に統一する。
創業者支援推進事業	さいたま市の制度を適用する。
商工見本市開催事業	さいたま市の制度を適用する。
花火大会	さいたま市の制度に統一する。
市民まつり	人形のまち岩槻まつりは、現行のとおりとする。

別 紙

各種事務事業の取扱い - 勤労者・消費者関連事業	
総括調整方針	勤労者及び消費者関連事業は、さいたま市の制度に統一するものとする。

主な項目と調整方針

項 目	調 整 方 針
勤労者定期健康診断	さいたま市の制度に統一する。
(財)勤労者福祉サービスセンター事業	さいたま市の制度を適用する。
働く女性の家施設の提供	さいたま市の制度を適用する。

別 紙

各種事務事業の取扱い - 都市計画事業	
総括調整方針	都市計画事業は、さいたま市の制度に統一するものとする。

主な項目と調整方針

項 目	調 整 方 針
都市計画マスタープラン	合併後、さいたま市の計画に統一する。
緑の基本計画	合併後、さいたま市の計画に統一する。
グリーンパラソル推進事業	さいたま市の制度を適用する。
オープン型民間緑地保全事業	さいたま市の制度を適用する。
総合都市交通体系マスタープラン	合併後、さいたま市の計画に統一する。

別 紙

各種事務事業の取扱い - 道路事業	
総括調整方針	道路事業は、さいたま市の制度に統一するものとする。

主な項目と調整方針

項 目	調 整 方 針
道路整備事業	さいたま市の制度に統一する。
私道舗装等整備助成制度	さいたま市の制度を適用する。
公共施設案内標識管理業務	さいたま市の制度に統一する。
道路応急修繕業務	さいたま市の制度に統一する。

別 紙

各種事務事業の取扱い - 河川事業	
総括調整方針	河川事業は、さいたま市の制度に統一するものとする。

主な項目と調整方針

項 目	調 整 方 針
水害対策	さいたま市の制度に統一する。
排水路整備事業	さいたま市の制度に統一する。
水辺環境整備事業	さいたま市の制度を適用する。
植樹管理事業	さいたま市の制度を適用する。

別 紙

各種事務事業の取扱い - 住宅事業	
総括調整方針	住宅事業は、さいたま市の制度に統一するものとする。

主な項目と調整方針

項 目	調 整 方 針
市営住宅の入居	さいたま市の制度に統一する。
住宅マスタープラン	合併後、さいたま市の計画に統一する。
公営住宅ストック総合活用計画	合併後、さいたま市の計画に統一する。

別 紙

各種事務事業の取扱い - 学校教育事業	
総括調整方針	学校教育事業は、さいたま市の制度に統一するものとする。

主な項目と調整方針

項 目	調 整 方 針
就学援助事業	さいたま市の制度に統一する。
育英資金の貸付事業	さいたま市の制度に統一する。
小・中学校給食事業	さいたま市の制度に統一する。
養護学校	さいたま市の制度を適用する。
教員・高校生等海外派遣事業	さいたま市の制度を適用する。
教育相談事業	さいたま市の制度に統一する。
交通遺児等奨学金給付事業	さいたま市の制度を適用する。

別 紙

各種事務事業の取扱い - 社会教育事業	
総括調整方針	社会教育事業は、さいたま市の制度に統一するものとする。

主な項目と調整方針

項 目	調 整 方 針
人権講座	さいたま市の制度に統一する。
学校開放講座・大学公開講座	さいたま市の制度を適用する。
指定文化財	さいたま市の制度に統一する。 なお、岩槻市指定の文化財は、さいたま市において継承する。
市民大学	さいたま市の制度に統一する。

別 紙

各種事務事業の取扱い - 議会	
総括調整方針	議会は、さいたま市の制度に統一するものとする。

主な項目と調整方針

項 目	調 整 方 針
市議会報	さいたま市の制度に統一する。
市議会テレビ広報	さいたま市の制度を適用する。

別 紙

各種事務事業の取扱い - 選挙	
総括調整方針	選挙は、さいたま市の制度に統一するものとする。

主な項目と調整方針

項 目	調 整 方 針
選挙公報	さいたま市の制度に統一する。
入場整理券	さいたま市の制度に統一する。
選挙の投票及び開票速報	さいたま市の制度に統一する。